

群馬県は環境にやさしい生活を応援します！

住宅用太陽光発電設備等 導入資金融資

1%金利



群馬県では、日照時間が長いという本県の特徴を活かした再生可能エネルギーの普及を促進するため、金融機関との連携により住宅用太陽光発電設備等を設置する個人を対象とした低利の融資制度を実施しています。

融資対象者

- ① 県内に居住し、自ら居住する住宅に対象設備を設置する方（転入予定者も含む）
- ② 自己資金だけでは資金の調達が困難な方
- ③ 県税を滞納していない方
- ④ 対象設備の購入又は設置工事に着手していない方
- ⑤ 金融機関が定める審査基準を満たす方

融資対象設備

- ① 太陽光発電設備 出力1kW以上10kW未満の設備であること。
 - ② 家庭用蓄電池又はV2H設備
 - 家庭用蓄電池：太陽光発電設備と連携可能な定置用リチウムイオン蓄電池で、蓄電容量が1kWh以上で、定格出力が500W以上の設備であること。
 - V2H設備：経済産業省が実施する「CEV補助金」の補助対象機器として登録されている又は、当該システムと同等以上の性能を有すること。
- ※②の場合、設置する住宅に太陽光発電設備が設置されており、かつ、太陽光発電設備と連携できる設備であること。
- ③ ①と併せて、②のいずれかを導入
- ※①、②、③ともに、設置する時点で未使用品であること。

V2Hとは、電動自動車の蓄電池を家庭用電源に変換する設備です。

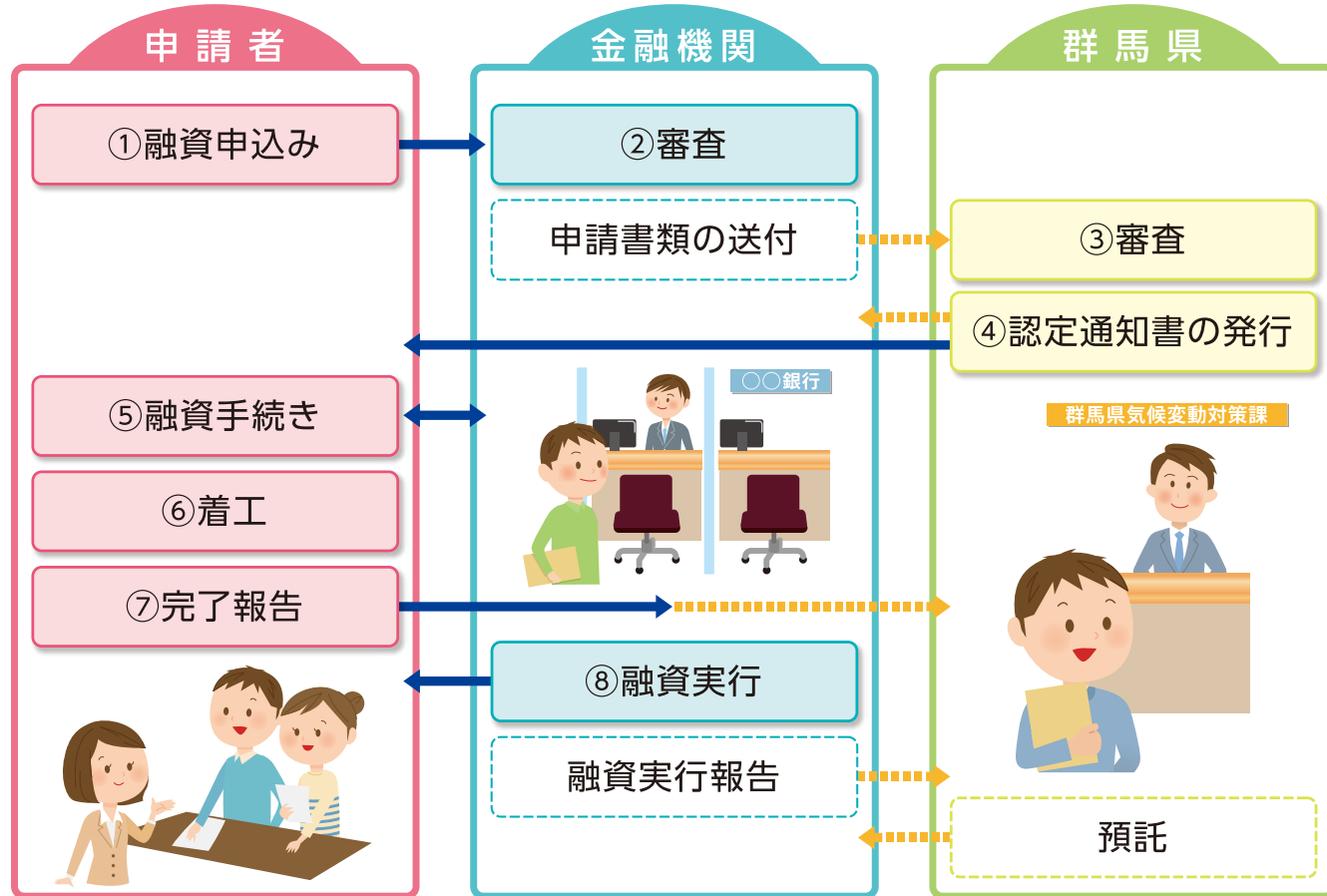
V2Hイメージ



融資の条件

- 1 融資限度額
 - ① 太陽光発電設備 200万円
 - ② 家庭用蓄電池又はV2H設備 100万円
 - ③ ①と併せて、②のいずれかを導入 300万円
- 2 融資期間 10年以内
- 3 償還方法 元利均等月賦償還
元利均等月賦償還と元利均等半年賦償還の併用も可能です。
- 4 融資利率等 年1% (償還期間を通して固定金利)
- 5 保証等 保証及び担保は、各金融機関にお問い合わせください。
- 6 融資時期 原則として、対象設備の設置工事が完了したとき。

融資の流れ



融資申込み時に必要な書類

- 融資認定申請書(様式第1号)
- 工事請負契約書又は見積書等の写し
- 設計書又は仕様書等の写し
- 住民票(コピー不可)等 ※転入予定者は、完了報告時に提出
- 県税納税証明書
- 別記様式「誓約書」
- その他金融機関が定める書類

完了報告時に必要な書類

- 工事完了報告書(様式第7号)
- 完成後の写真
- 電力会社が承諾した受給契約に対して発行される書類
- 住民票(コピー不可) ※転入者

申込み先

県内の取扱い金融機関
(銀行、信用金庫、信用組合、中央労働金庫)
※お申し込みの際は、金融機関に事前にお問い合わせください。

融資制度に関する問合せ先

〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1
群馬県 環境森林部 気候変動対策課
TEL 027-897-2752 (直通)